

令和 8 年度青森県農作業安全運動推進計画

1 目的

農作業安全に対する意識向上と安全啓発を強化するとともに、農業機械等の安全使用について注意喚起し、農作業事故を未然に防止する。

また、近年増加傾向にある農作業中の熱中症を予防するため、熱中症予防運動を実施し、熱中症対策の徹底を図る。

2 重点期間

(1) 春の農作業安全運動：令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 5 月 31 日（日）

(2) 熱中症予防運動：令和 8 年 6 月 1 日（月）～ 8 月 31 日（月）

(3) 秋の農作業安全運動：令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 10 月 31 日（土）

3 本県の農作業事故の傾向（過去10年）

(1) 65歳以上の高齢者の割合が高く、死亡事故につながるケースが多い。

(2) 乗用トラクターによる農作業事故が全体の15.8%を占めている。

(3) スピードスプレヤー、高所作業台車、乗用草刈機、脚立といった果樹で 사용되는機械・器具による事故件数が多い。

(4) 本県の田畑・森林等※における熱中症の救急搬送人数は増加傾向にあり、令和 7 年は47名が救急搬送された。

※消防庁「熱中症による救急搬送状況」のうち、発生場所が「仕事場②（田畑、森林、海、川等で農・畜・水産作業を行っている場合のみ）」のもの

4 農業者等に対する重点推進項目

(1) 高齢者の事故防止

<本人の対応>

- ①加齢により心身機能が低下することを踏まえ、無理のない作業を行う。
- ②長時間の連続作業を避けて、必ず作業の合間に十分な休憩を取る。
- ③一人での農作業は行わない。やむを得ず一人で作業する場合は、家族に作業場所や内容、帰宅時間等を告げ、携帯電話を所持する。

<家族の対応>

- ①加齢による作業・判断能力低下の度合いにより、機械操作や危険作業を行わないよう促す。
- ②農作業で「ヒヤリ」や「ハッ」としたことなどを日頃から家族で話し合う。

<地域での取組>

- ①農作業安全講習会への参加や周りで起こった事故などについて話し合うことにより日常の農作業に潜む危険性を再認識する。
- ②地域ぐるみで、「気を付けて」などの声かけをし合う。

(2) 乗用トラクターの安全利用

- ①安全フレーム又はキャビン付きのトラクターの使用及びシートベルトの常時着用を推進する。
- ②田や畑の出入りや畦畔を越える時、狭い道路や路肩が不明瞭な道路を通る時

には、転倒・転落に注意する。

- ③自動直進アシスト機能の有無にかかわらず、走行中に運転席を離席しない（「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」に即して製造されたロボット農機を除く）。

（３）果樹作業中の事故防止

- ①枝の成長や果実の重さ等の影響で前回作業時よりも枝が下がってしまう等、ほ場の作業環境が一定ではないことを認識し、事前の状況確認と余裕を持った環境整備を行う。
- ②スピードスプレー等乗用農業機械を使用する場合は、転倒・転落に注意し、速度の出し過ぎや急ブレーキ、急旋回をしない。
- ③脚立での高所作業においては、足場がしっかりしていることを確認し、届きにくいところは無理に手を伸ばさず、脚立を移動させて作業を行う。

（４）熱中症予防

- ①天気予報や熱中症警戒アラート等を参考に暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で作業する。
- ②帽子の着用・涼しい服装での作業に加え、定期的な休息・給水を心がける。
- ③ファン付き作業服やネッククーラーなど、熱中症対策アイテムを活用する。

５ 関係機関等による推進事項

（１）県域段階

- ①農作業安全に関する指導者の育成
 - ア 国が主催する農作業安全に関するオンライン研修の受講による指導者の育成（対象者：普及指導員、市町村職員、ＪＡ営農指導員等）
 - イ 国が主催する短期研修への派遣
- ②農作業安全講習会等の開催
 - ア 農作業安全講習会の開催（委託先：青森県農業機械協会）
講習会の内容：農業機械の安全利用、対話型農作業安全研修
 - イ 高齢農業者が所有する農業機械の安全指導（委託先：同上）
 - ウ 営農大学校における農業機械利用技能者研修の実施
 - エ 農作業安全講習会等における研修資料の充実
- ③農作業事故調査の実施
 - ア 青森県農作業事故調査
 - イ 農林水産省が実施する令和７年農作業事故調査（死亡個票調査）
 - ウ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械（乗用トラクター、歩行用トラクター、刈払機）による事故詳細調査
 - エ 農林水産省が実施する農作業事故の情報収集（令和２年５月１９日付け２生産第３０２号農林水産省生産局長通知）
- ④農作業安全対策（熱中症及びクマ等による人身被害対策を含む）に関する情報発信
 - ア 農作業事故調査結果を活用した農業者への注意喚起
 - イ 農作業安全重点期間前の報道機関への情報提供
 - ウ 農事情報（ラジオ）、生産指導情報、チラシ、ホームページ、県広報誌等の活用による啓発

⑤農作業安全対策に関連する法令の周知

労働安全衛生規則（熱中症があった際の体制整備）や、道路運送車両の保安基準（シートベルトの着用）、労働安全衛生法（安全衛生教育の受講等）などの周知

⑥農作業安全対策重点推進地域の設定

令和 8 年度重点推進地域：中南地域

地区の事故状況	令和 8 年度の実施内容
・過去 5 年間の農作業事故発生件数を市町村別に見ると、弘前市が最も多い。 ・農作業事故の発生報告が多かった市町村（過去 5 か年：令和 3 年から令和 7 年）	・農林水産事務所による市町村、農協等と連携した農作業安全対策の推進 ・市町村、農協への安全啓発（広報誌等でのPR）の依頼 ・普及指導員等を対象とした研修への参加
弘前市（中南）	26件
五所川原市（西北）	10件
つがる市（西北）	7件
藤崎町（中南）	5件
黒石市（中南）	4件
西目屋村（中南）	4件
南部町（三八）	4件
中泊町（西北）	4件
青森市（東青）	3件
大鰐町（中南）	3件
五戸町（三八）	3件
鶴田町（西北）	3件
六戸町（上北）	3件

（2）各地域（農林水産事務所及び市町村・農協等）段階

- ①安全運動ポスターの掲示、チラシの配布、関係機関・団体の広報誌の活用等による事故防止の周知徹底
- ②農作業安全に関する指導者向け研修等への積極的な参加
- ③農作業安全に関する指導者（普及指導員、市町村職員、JA 営農指導員等）による農作業安全対策（熱中症及びクマ等による人身被害対策を含む）の普及に向けた農作業安全講習会や地域巡回指導等での啓発活動の強化（講習は農閑期においても既存の研修等を活用して積極的に実施）
- ④各地域における事故発生状況の農業者への情報提供
- ⑤労災保険等各種災害補償制度への加入促進
- ⑥多面的機能支払交付金の活動対象組織と連携した農作業安全の実施